

	(新) 第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画 素案たたき台	(旧) 第Ⅱ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画
I	<p>計画改定の基本方針</p> <p>改定の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第Ⅱ期推進計画を基本的に継承する。 ・新法施行等を踏まえ、「3つのポイント」を中心として、改定する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 固定・定着化が進む高齢層に対する支援 ② 若年層に対する支援 ③ 再路上化の防止 ・「見えにくいホームレス」も対象に加える。 ・ホームレスの「3つのタイプ」別の支援は、引き続き実施する。 <p>計画期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度から平成29年度までの3年間（ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法が失効した場合はその日まで）とする。 	<p>改定の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限られた資源の総合化を図る。 ・自立への段階に応じた支援の方向性を明らかにする。 ・国、東京都、東京23区に対して、総合的な施策の確立や財政負担のあり方等について要望・提言を行う。 ・「ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人」も対象とする。 ・ホームレスの「3つのタイプ」別にニーズを把握して、支援する。 <p>計画期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度から平成25年度までの4年間とする。
II	ホームレスの現状 データを更新した。	・国や東京都等の調査結果及び都区共同事業の実績等を掲載した。
III	これまでのホームレス問題への取組と課題	・主要事業を検証したが、事業によっては部分的な検証に留まった。
IV	<p>ホームレス問題の解決に向けたこれからの取組</p> <p>第Ⅲ章の方向性に基づき、新法等を踏まえて、今後の取組を示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームレス像の変化への対応 拠点相談所「とまりぎ」における巡回相談の重点的な実施 ほか ・新法等への対応 新法に基づくアセスメント（支援方法の判断・構築） ほか ・乖離の整理 無料低額宿泊所の居宅生活移行支援事業→訪問サポートに統合。 シンポジューム等を通じた啓発→本計画への継続見直し。 ほか ・その他 緊急一時宿泊事業（都区共同事業）の廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ・リーマンショック後のホームレス増を受けて、事業の充実を図った（新規事業） 巡回相談一時宿泊支援事業 アセスメント（支援方法の判断・評価）システムの構築 緊急一時宿泊事業 生活支援付き住宅（施設）援助事業 無料低額宿泊所の居宅生活移行支援事業 就労支援・住宅支援等相談機能との連携 ホームレスの自立支援ハンドブックの作成
V	<p>計画の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の失効後も生活困窮者自立支援法のもとで、所要の見直しを行いながら、ホームレスの自立支援を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の進捗状況やホームレスを取り巻く状況の変化、国の基本方針、東京都の実施計画の見直しなどを勘案し、必要に応じて計画の見直しを行う。